

政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

概要

人づくりなどに資する国際交流・協力の推進を通じて豊かな国際社会の構築の一翼を担う。このため、2の施策によってその目的の達成を目指す。

主管課（課長名）

大臣官房国際課（池原 充洋）

評価

豊かな国際社会の構築に資するための国際交流・協力の推進に向けた取組は、想定どおり達成された。

21年度の施策状況

国際交流の推進（施策目標13-1）

諸外国との人材交流等を通して、国際社会で活躍できる人材を育成し、帰国後の効果の波及をサポートするとともに、諸外国の人材養成に貢献し、我が国と諸外国との相互理解と友好親善を図った。

特に、留学生交流、教職員・学者・専門家交流については十分な進捗が得られ、レベルの向上を目指していた高校生交流に関しても充実のレベルは維持されている。

国際協力の推進（施策目標13-2）

国際協力の推進を図るため、我が国の大学等における知的リソースを整理・活用して国際協力に関する情報提供等の知的貢献を行った。また、国際機関が実施する事業に拠出等を行い、国際的な取組にも貢献した。

特に、「国際協カイニシアティブ」の実現を通じた国際協力活動の促進については進捗が得られた。

また、国際機関及び関係機関等を通じた国際的な取組への貢献については、人材育成プログラムの実施に向けてカリキュラム開発等が行われるなど、十分な進捗が得られた。さらにユネスコの事業については、提案された事業を概ね計画通りに実施していると報告を受けており、活動に対する評価も高いことから、計画どおりに実施されたものと判断できる。

22年度以降の政策への反映方針

国際交流の推進

日本を世界により開かれた国とするため、2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す「留学生30万人計画」の実現に向けて必要な留学生施策の充実に努める。

高校生の国際交流の推進については、留学経費の一部支援等の拡充や留学等の意義・効果の啓発活動を積極的に行うなど、更なる推進策を講じる。

二国間の相互理解の増進のためには継続的な人的交流が重要であるため、教職員・学者・専門家の交流を通じた相互理解の増進、国際交流の推進について、引き続き事業の充実に努める。

国際協力の推進

「国際協カイニシアティブ」については、新たな課題に基づいた新規モデルの形成と並行して、平成21年度に実施した取組のうち、「推進委員会」（第三者委員会）から高評価を得た取組は引き続き、その取組内容の充実と定着を図る。

国際機関等を通じた国際的な取組への貢献について、ユネスコを通じた取組については、国際的な目標の達成のためEFA(Education For All : 万人のための教育)への支援を継続するとともに、ESD(Education for Sustainable Development : 持続発展教育)についても活動を加速するために支援を充実させる。また、OECDへの拠出については、国際的な教育協力に貢献する上で今後も継続して事業に参加していくことが必要と考えられることから、引き続き事業に参加するための経費として拠出を続ける。国連大学を通じた取組については、引き続き支援を継続する。

ESDについては、ESDに係る業務の増大が見込まれるため、ESD推進等ユネスコ活動推進体制の強化に資する専門的な調査・分析を行う専門職の定員を要求する。

関連する政府等の方針（主なもの）

骨太08：13-1（第2章 P8～9 39～7行目）、13-2（第3章 P17 26行目）
教育振興基本計画：13-1（第2章 P7 14～15行目、第3章 P31 14～23行目、P41 6～8行目）、
13-2（第3章 P19 27行目～36行目）
教育再生懇談会一次報告：13-1、13-2
「留学生30万人計画」骨子：13-1
G8環境大臣会合 議長総括：13-2
G8北海道洞爺湖サミット 議長総括及び首脳宣言：13-2
TICAD IV 横浜宣言（平成20年5月30日付採択）：13-2
日米文化教育交流会議（カルコン）報告書（平成20年6月12日 日米文化教育交流会議採択）：13-1
低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月29日閣議決定）：13-2（ P19 3行目～18行目）
新経済成長戦略フォローアップと改訂（平成20年9月29日閣議決定）：
13-2（第2編 P103 34行目～P104 7行目）
レビュー（H22）